

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		敷地等と道路との関係に係る建築の許可
根拠条例・規則等名		建築基準法（昭和25年法律第201号）
条 項		第43条第2項第2号
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築指導課（電話：048-646-3237） 建設局 南部建設事務所 建築指導課（電話：048-840-6237）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について （平成11年4月28日建設省住指発第201号、建設省住指 発48号） 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について （平成30年9月21日 国住指発第2074号、国住街第187 号） 建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について （平成30年9月21日 国住指発第2075号、国住街第188 号） さいたま市建築基準法第43条第2項第2号許可基準 （平成31年4月1日運用） 建築基準法第43条第2項第2号許可に係る包括同意基 準 （平成13年6月21日運用、令和元年10月1日最終改 正）
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和元年10月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		